令和6年度 事業及び決算報告書

一般財団法人墨田まちづくり公社

令和6年度事業報告書

目 次

§ 1 はじめに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
§ 2 法人概要	•	•							•					1
§ 3 市街地環境の再整備を推進するための地域	住」	旲	に											
よるまちづくり活動の支援に関する事業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
I まちづくり活動の推進・支援事業														3
1 まちづくり団体に対する支援	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	3
2 密集事業の支援	•		•		•	•		•		•	•	•	•	3
3 まちづくり情報の収集と発信	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
Ⅱ 住まいづくりの相談・支援事業														7
1 「住まい何でも相談処」の運営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
2 「燃えない壊れないまちづくり」の支援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
3 共同化等の建替えの支援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
Ⅲ 空き家総合相談窓口の運営	•	•		•			•			•				7
IV 木造住宅耐震化の促進	•	•			•	•	•	•	•	•	•		•	8
V まちづくり推進のための施設運営・管理事業														8
1 まちづくり施設の運営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
2 コミュニティ住宅の維持管理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
3 まちづくり事業用地の管理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
§ 4 地域住民の自治活動及びコミュニティ活動	りの 3	支	援											
に関する事業									•	•	•	•	1	3
I 公社の所有する集会施設等の運営及び維持管理事業	ŧ.												1	3
1 公社の施設											•	•	1	3
2 区の指定管理者として管理する施設等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
Ⅱ その他													1	7
1 コミュニティサロン事業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
2 学童クラブ事業(区実施)	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
3 公社管理施設一覧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
§ 5 理事会・評議員会等の運営等													1	<u>g</u>

§ 1 はじめに

墨田まちづくり公社は、老朽木造住宅が密集する市街地の再整備を通して住環境の向上を図るとともに、地域の連帯感を基盤とした良好なコミュニティを形成するための団体として、昭和57年に財団法人として設立された。その後、平成25年に公益法人制度改革への対応として一般財団法人に移行し、現在に至っている。

この間、多岐にわたるまちづくり事業を展開するとともに、地域コミュニティの醸成を図るため区 民の皆様に活動と活躍の場を提供するなど、公社設立の趣旨を踏まえつつ、その機能を十分に発揮し て各種事業を積極的に展開している。

§ 2 法人概要

1 設立

(1) 名称 財団法人墨田まちづくり公社

(2) 設立日 昭和57年8月16日

(3) 主たる事務所 墨田区京島三丁目60番10号(まちづくりセンター)

(4) 基本金 1億円

(5) 理事長 山﨑 榮次郎

(6) 職員数 9人

2 事務所の移転

(1)移転日 昭和62年4月1日

主たる事務所 墨田区京島一丁目38番11号(曳舟文化センター内)

(2) 移転日 令和3年1月1日

主たる事務所 墨田区東向島二丁目36番10号(東京東信用金庫本店ビル7階)

3 一般財団法人への移行

(1) 変更日 平成25年4月1日

(2) 新名称 一般財団法人墨田まちづくり公社

4 令和7年3月31日現在

(1)基本金2億円(2)理事長山本 亨

(3) 職員数(常務理事含む。) 25人

5 目的

この法人は、東京都墨田区における地域の連帯感を基盤とした自治活動を振興するとともに、住民主体による市街地環境の再整備を推進することにより、コミュニティ形成の促進を図り、もって安全・快適・豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。(定款 第3条)

6 令和6年度の取組

(1) まちづくり活動の支援に関する事業

京島地区では、「第76回京島地区まちづくり協議会(総会)」を令和6年5月23日に開催し、すべての議題が承認された。また、まちづくり運営委員会は例年同様に7回の開催となった。また、「第31回京島文化まつり」を令和6年11月9日、10日の2日間にわたり開催した。きらきら会館では、作品展やフォトコンテスト受賞作品の展示、さらに原公園でのステージや町会による模擬店などが行われ、多くの来場者で賑わった。

また、木密地域不燃化プロジェクト推進事業延伸に伴う市街地改善事業については、建替えによる 不燃化が進まない要因として、建築基準法上建替えができない敷地が存在していることから、令和3 年度に区の委託を受け、令和6年度も引き続き京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区においてモデル地区 を選定し、不燃化が進まない街区の改善に向け、共同化による不燃化促進や敷地整序等による無接道 敷地の解消に向けた検討を行い、より一層の密集市街地の改善に取り組んでいる。なお、密集事業の 支援では、京島二、三丁目の優先整備路線1号線及び14号線の一部が拡幅するなど着実に整備事業 は進捗している。

(2) 自治活動及び地域コミュニティ活動の支援に関する事業

公社所有の集会所及び指定管理者である地域集会所の施設利用については、新型コロナウイルス感染症による影響は減少し、コロナ禍前に戻りつつある。

コミュニティサロン事業については、利用者が高齢者であることから、新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策を継続して実施した。

※略称表記について

一般財団法人墨田まちづくり公社については「公社」と、墨田区については「区」と表記した。

§ 3 市街地環境の再整備を推進するための地域住民によるまちづくり活動の支援に関する事業【定款第4条第1項第1号に基づく事業】

I まちづくり活動の推進・支援事業

1 まちづくり団体に対する支援

(1)区内で取り組まれている初動期のまちづくり活動実施団体に対する支援

魅力あるまちとするために、自ら考え活動しようとしている初動期の住民主体のまちづくり団体に対する活動支援事業に対し、令和6年度は、支援要請が1件あり、2回のアドバイザー派遣を行った。 今後も、公社ホームページ等を通じて講師やまちづくりアドバイザーの派遣など、当事業の活用のP Rに努めていく。

(2) 京島地区まちづくり協議会に対する支援

密集事業を円滑に進めるために、公社では昭和57年から京島地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)の事務局を務めている。

協議会は、自分たちのまちは自分たちで守るとの思いを強く掲げ、区と地元との役割分担を明確に してきた。公社はその支援をすることで、住民の防災意識の向上を図るとともに、区と住民とのパイ プ役になっている。

令和6年度の協議会活動は、「第76回京島地区まちづくり協議会(総会)」を開催したことをはじめ、まちづくり運営委員会の開催回数も例年と同様に7回を数えた。また、毎年秋に開催している「京島文化まつり」については、第31回として、きらきら会館と原公園などで実施した。

また、新たに協議会を中心に実行委員会を立ち上げ、令和7年2月9日に「京島ストリート防災フェスティバル」と題して京島三丁目道路周辺で防災訓練を実施した。これまで防災訓練に参加していなかった方々にもご参加いただけるよう、体験するコーナー・備えるコーナー・食するコーナーを設け、近隣飲食店の出店やキッチンカーによる飲食を楽しみながら、VR防災体験車(東京消防庁)による災害体験、陸上自衛隊・警察・消防などの特殊車両の試乗、災害に備えた防災用品等の情報提供を行い、延べ1.500人を超える参加があった。

また、例年どおり、区の制度を活用し京島地区内の緑化を進める「まちなか緑化」事業の取組として、京島地区内9か所の花壇等の植替えを5月30日・6月4日、12月3日・5日の春と冬に分けて行った。

これまで協議会は、町会組織の枠を超え、地域内を横断した様々なまちづくり活動を継続して実施してきた。このため、公社は「賑わいづくり、コミュニティづくり」「安全・安心、快適なまちづくり」「地域のルールづくり」「情報発信」「公共施設・公共空間の整備」の各分野で、地域の人々が自ら考え、課題を調整し、責任を持って行動する「エリアマネジメント」の考えを取り入れた協力・支援を行っており、その内容については、「京島地区まちづくりニュース」「京島まちづくり便り」の発行及び公社ホームページなどで発信している。

2 密集事業の支援

(1) 密集事業の支援

ア 京島周辺地区における主要生活道路の整備

京島三丁目側の中央部に位置する延長370mのコの字型をした10・11・12号線及び防災 街区整備事業とともに21号線が完成し、京島三丁目側の優先整備路線の拡幅整備が平成28年度 に完了した。京島二丁目側では、令和元年度に優先整備路線4号線、令和4年度に優先整備路線6 号線の拡幅整備が完了した。

また、協議会運営委員会のもとに設置した「京島地区まちづくり計画(大枠)検証勉強会」にお

ける検証結果を踏まえ、令和3年度に新たな優先整備路線の検討を行い、7本の路線を選定した。 平成26年度から取り組んでいる京島二丁目側の優先整備路線2号線に加え、新たに1・13・ 14号線の拡幅整備を進めることとなったため、令和5年度は、優先整備路線1・13・14号を 考える会を開催し、具体的な線形や歩道の位置などを検討した。令和6年度は、残る4路線につい て優先整備路線5・7・8・9号を考える会を開催し、将来の整備に備えて様々な検討を行った。

京島地区まちづくり計画【大枠】	整備済み距離(達成率)					
(昭和56年12月)	(令和6年度末現在)					
総延長: 2,655m	総 延 長 : 1,679m (既設含む)					
うち買収距離829m						
京島三丁目優先整備路線: 410m	京島三丁目優先整備路線: 410m					
[10・11・12・21号]	(100%完成)					
京島二丁目優先整備路線: 315m	京島二丁目優先整備路線: 274m					
[2・4・6号]	(87. 0%)					
第 2 次 事 業 化 路 線: 370m	第 2 次 事 業 化 路 線 : 11m					
[1・13・14号]	(3.0%)					

(区提供資料)

令和2年度までのまちづくり事業用地取得目標	取得面積(達成率:令和6年度末現在)
14, 911 m²	14, 693m² (98. 5%)

(区提供資料)

イ 鐘ヶ淵周辺地区における主要生活道路の整備

鐘ヶ淵周辺地区においては、主要生活道路のうち10路線を優先整備路線と定め、幅員6m以上の道路拡幅整備を進めている。また、墨田五丁目の都市整備用地に接する8号線や鉄道立体化を見据えた9・10号線についても積極的に用地買収を進めている。

公社では、優先整備路線の用地買収が円滑に進むよう区の事業を支援した。

主要生活道路優先整備	用地取得目標	取得面積(達成率:令和6年度末現在)
	4, 654m²	1, 241. 16㎡(26. 7%)
東部(1~5号線)	957m²	303. 91m² (31. 8%)
西部(6~10 号 線)	3, 697 m ²	937. 25m² (25. 4%)

(区提供資料)

(2) 木密地域不燃化プロジェクト推進事業の支援

公社では、区が推進する木密地域不燃化プロジェクト推進事業について、京島周辺地区と鐘ヶ淵周辺地区に現地事務所を設置し、区とともに住民に対する積極的なPR活動を行っている。

また、両事務所を「まちづくり支援のプラットフォーム (まちづくりの駅)」と位置付け、人々の暮らしに寄り添うきめ細かな相談業務も実施している。

さらに、「墨田区耐震化推進協議会」と連携し、区内で実施される各種イベントで、不燃化促進に関する啓発活動を実施した。

ア 京島周辺地区まちづくり(まちづくりコンシェルジュ)

公社では、地区内の建築物の不燃化を早期に実現するため、区と連携して昭和55年以前に建築された木造等の建物・土地所有者を対象とした建替えのパンフレットによる案内を行うとともに、京島事務所において公社職員及び建築等の専門家であるまちづくりコンシェルジュが建物の建替え相談や建替え案の作成を行うなど、建物の建替えなどによる不燃化促進に取り組んでいる。

令和6年度は、建替え・住宅に関する相談及びまちづくりに関する相談は50件あり、うち3件に建物の建替え案を作成して提示した。

なお、平成26年度以降、建替え案を提示したもののうち、実際の建替えや耐震改修が行われたのは、通算して17件である。

また、地域住民を対象に不燃建築物への建替えについて相談業務を行うとともに、「まちづくりニュース」(年1回)や「まちづくり便り」(年3回)を発行し、不燃化事業のPRに努めた。

【不燃領域率】令和7年度末で70%目標

平成25年度(10年プロジェクト申請時)	令和5年度末
53%	64.0%(都参考値)

(区提供資料)

【建替え件数 (建築確認件数)】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
28	43	51	57	62

(区提供資料)

【来所による建替え等相談件数(京島事務所受付分)】

項目	来所による建	替え等相談件数	建替え案の作成・提示件数
年度	区内全域	うち京島周辺地区	(京島周辺地区)
令和2年度	27	12	4
令和3年度	37	8	3
令和4年度	51	25	3
令和5年度	62	25	3
令和6年度	50	19	3

イ 鐘ヶ淵周辺地区まちづくり(まちづくりコンシェルジュ)

公社では、地区内建築物の不燃化を早期に実現するため、昭和55年以前に建築されたと思われる建築物の所有者等(約2,000戸)に対して、事業PRチラシ及び不燃・耐震に係るパンフレット等を配布した。

また、各町会を通じて「まちづくりコンシェルジュニュース」(年2回)や「コンシェルジュたより」(年1回)を全戸配布し、不燃化・耐震化へ向けた事業PRを行った。

住まいに関する困りごと相談については、事情に寄り添った助言を行うとともに、個別の建替え 相談については、建替え案を作成し、助成制度の説明を行う等、不燃化促進に取り組んでいる。

併せて情報発信のツールとしてフェイスブックを活用し地域の情報提供も行っている。

鐘ヶ淵周辺地区は、京島周辺地区と異なり地元へのアプローチの年月が浅いことから、平成29年度から土地建物の情報を一元化した「地域情報地図」を順次作成し、相談対応がワンストップでできる態勢を構築している。

さらに、防災・減災に係る安全な避難のための仕組みづくりを推進するアクアサポート事業を活

用し、住民主体の「防災連絡会」の運営・支援を行っており、令和6年度は各町会の児童遊園等に設置されている災害用トイレの使用方法をまとめたマニュアルを作成し、各町会へ配布した。(計310部)また、地元3町会と協力し、消火器の位置や一時集合場所等を記載した「安全・安心の防災マップ」を作成し、各町会を通して町会員へ配布した。(計1,645部)

建替えやまちづくりに関する相談は94件あり、そのうち9件に建物の建替え案を作成して提示した。

なお、平成26年度以降、建替え案を提示したもののうち、実際の建替えや耐震改修が行われたのは、通算して29件である。

【不燃領域率】令和7年度末で70%目標

平成25年度(10年プロジェクト申請時)	令和5年度末
47%	59.1%(都参考値)

(区提供資料)

【建替え件数(建築確認件数)】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
84	87	74	77	76	88

(区提供資料)

【来所及び電話による建替え等相談件数(鐘ヶ淵事務所受付分)】

年度	来所及び電話による建替え等相談件数	建替え案の作成・提示件数
令和元年度	91	12
令和2年度	97	12
令和3年度	76	9
令和4年度	123	9
令和5年度	144	9
令和6年度	94	9

(3) 木密地域不燃化プロジェクト推進事業延伸に伴う市街地改善事業

建替えによる不燃化が進まない要因として、建築基準法上建替えができない敷地が存在していることから、令和3年度から区の委託を受け、京島周辺地区及び鐘ヶ淵周辺地区においてモデル地区を選定し、不燃化が進まない街区の改善に向け、共同化による不燃化促進や敷地整序等による無接道敷地の解消に向けた検討を行っており、より一層の密集市街地の改善に取り組んでいく。

3 まちづくり情報の収集と発信

自治体や公的団体で構成するまちづくり連絡会などのネットワークを通じて、まちづくりに関する情報を収集している。また、各種助成制度等、まちづくり活動や建替え相談者に有益な最新情報を提供するため、住まい何でも相談処情報紙「住まい」を年3回発行した。さらに、公社まちづくり課のホームページでもこれらの情報を発信した。

Ⅱ 住まいづくりの相談・支援事業

1 「住まい何でも相談処」の運営

建築相談や住宅の修繕等に係る業者紹介を行うとともに、毎週火曜日に専門面接相談日を設け、分野ごとに、幅広く区民の相談に応えられるように努めている。建築相談及び専門面接相談では、耐震、バリアフリー化、リフォームの考え方や助成制度のほか、借地・借家に関する相談も行っている。相談内容の内訳は下表のとおりである。

【相談内容と件数】

項目年度	建築相談	専門面接 相談	困りごと 道案内	業者紹介	合 計
令和2年度	52	36	127	140	355
令和3年度	94	31	114	141	380
令和4年度	74	37	88	160	359
令和5年度	58	33	119	162	372
令和6年度	53	36	108	156	353

2 「燃えない壊れないまちづくり」の支援

公社では建物の不燃化や耐震化を促進するための事業のPR及び啓発活動を、区、各町会・自治会及び墨田区耐震化推進協議会と連携して進めている。

3 共同化等の建替えの支援

優先整備路線の区の用地買収にあたり、残地の宅地の共同化を含めた有効活用に係る相談業務を行っている。

Ⅲ 空き家総合相談窓口の運営

近年、増加している「空き家問題」への対応をより効果的に推し進めるため、令和2年度から、空き家 等に関する総合相談窓口を区から受託し、空き家所有者のみならず、迷惑空き家の近隣居住者、空き家の 利活用希望者等といった様々な相談を行っている。また、相談については、多様化しているニーズに対応 するため、行政では対応が難しい分野等に関しても、外部の専門家団体等との連携等により実施している。 各年度の相談内容と件数は下表のとおりである。

【相談内容ごとの件数】

項目 年度	相続・ 所有権等	法律 · 制度等	活用・処分等 の方向性	建築の修繕	その他	合 計
令和2年度	5	2	25	4	17	53 (50)
令和3年度	5	2	24	2	22	55 (53)
令和4年度	7	5	26	4	13	55 (51)
令和5年度	10	2	27	13	19	71 (65)
令和6年度	7	1	28	8	18	62 (59)

[※] 区への報告分類による。相談者により複数の相談あり。合計欄のカッコ内は相談者数を示す。

IV 木造住宅耐震化の促進

公社では、令和4年度から令和6年度までの3年にわたり区から「墨田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく戸別訪問等普及活動業務」を受託し、住宅の耐震化を緊急に促進すべき区域の木造住宅の所有者等に対し、耐震化の普及啓発及び説明会等を行うなど、住宅の耐震化につなげる事業を実施した。

3年間で訪問した町会関係者及び木造住宅の所有者等に対して、対面等で耐震化に関する普及啓発を行うことで、耐震化の必要性を伝えられたことに加えて、リフォーム詐欺への注意喚起をしたことにより、被害にあわなかったとのご意見をいただいている。また、区からは無料耐震相談が増加しているとの報告を受けている。

[令和4年度訪問実績数] 20町会 1,282戸 [令和5年度訪問実績数] 32町会 1,471戸 [令和6年度訪問実績数] 28町会 1,417戸 合計 80町会 4,170戸

V まちづくり推進のための施設運営・管理事業

1 まちづくり施設の運営

(1) 京島周辺地区まちづくり事業推進のための施設

京島事務所において、区内全域を対象とした「まちづくり支援・推進事業」並びに京島地区を対象とした「密集事業」、「木密地域不燃化プロジェクトの建替え相談」及び「京島地区まちづくり協議会事務局」の業務を行っている。

(2) 鐘ヶ淵周辺地区まちづくり事業推進のための施設

鐘ヶ淵事務所において、「密集事業」及び「木密地域不燃化プロジェクトの建替え相談」の業務を行っている。

2 コミュニティ住宅の維持管理

公社では、京島地区まちづくり事業の事業用住宅として建設されたコミュニティ住宅の管理(17住宅、173戸)を区から受託して適正に維持管理するとともに、居住者に対して必要なサービスを提供している。

近年、居住者の高齢化が進んでいることから、高齢単身居住者の居宅状況について情報収集し、住宅内での孤独死発生の防止に努めている。

令和7年3月31日現在

	住 宅 名	所 在 地	戸数	入居済戸数
1	京島二丁目コミュニティ住宅 (平成4年度完成)	墨田区京島二丁目11番2号	4	2 (2)
2	京島二丁目第2コミュニティ住宅 (平成4年度完成)	墨田区京島二丁目23番3号	4	2
3	京島二丁目第3コミュニティ住宅 (平成5年度完成)	墨田区京島二丁目11番6号	6	5 (1)

	住 宅 名	所 在 地	戸数	入居済戸数
4	京島二丁目第4コミュニティ住宅 (平成6年度完成)	墨田区京島二丁目4番5号	5	3
5	京島二丁目第5コミュニティ住宅 (平成8年度完成)	墨田区京島二丁目16番6号	6	5
6	京島三丁目コミュニティ住宅 (昭和61年度完成)	墨田区京島三丁目3番1号	26	17 (2)
7	京島三丁目第2コミュニティ住宅 (昭和63年度完成)	墨田区京島三丁目38番1号	3	3
8	京島三丁目第3コミュニティ住宅 (平成4年度完成)	墨田区京島三丁目37番5号	6	4 (2)
9	京島三丁目第4コミュニティ住宅 (平成6年度完成)	墨田区京島三丁目55番7号	15	10 (1)
10	京島三丁目第5コミュニティ住宅 (平成6年度完成)	墨田区京島三丁目6番4号	3	2
11	京島三丁目第6コミュニティ住宅 (平成10年度完成)	墨田区京島三丁目6番1号	9	8 (4)
12	京島三丁目第7コミュニティ住宅 (平成11年度完成)	墨田区京島三丁目3番6号	6	4
13	京島三丁目第8コミュニティ住宅 (平成11年度完成)	墨田区京島三丁目52番8号	10	3
14	文花二丁目コミュニティ住宅 (平成元年度完成)	墨田区文花二丁目9番7号	12	2
15	八広二丁目コミュニティ住宅 (平成 1 0年度完成)	墨田区八広二丁目52番12号	10	5
16	立花五丁目コミュニティ住宅 (平成 1 0年度完成)	墨田区立花五丁目1番14号	12	7 (1)
17	京島一丁目コミュニティ住宅 (平成21年度完成)	墨田区京島一丁目1番2号	36	19 (3)
	合 i	<u> </u>	173	101 (16)

※ カッコ内は、80歳以上の単身居住者数(内数)

3 まちづくり事業用地の管理

公社では、これまでと同様に、京島地区、一寺言問地区及び北部中央地区のコミュニティ施設として、ポケットパーク、緑地・雨水ポンプ及び防災井戸の維持管理を区から受託し適正に管理している。

(1) ポケットパーク及び緑地

	名称・様態	場所	面積(m [®])
1	ポケットパーク「さくら一休」	墨田区京島三丁目28番	39. 80
2	ポケットパーク「こぞう一休」	墨田区京島三丁目15番	59. 44
3	緑地「いこいの広場」	墨田区京島二丁目9番	88. 08
4	緑地「たから広場」	墨田区京島三丁目6番	200. 17
5	緑地「花水木広場」	墨田区京島三丁目9番	58. 58
6	緑地「花広場」3か所	墨田区京島三丁目27、28番	252. 14
7	緑地「京島三丁目中央広場」	墨田区京島三丁目37番	147. 77
8	緑地「トクちゃん広場」	墨田区京島三丁目54番	102. 31
9	緑地「京島二丁目コミュニティ広場」	墨田区京島二丁目11番	240. 86
10	緑地「ミニ西広場」「ミニ東広場」	墨田区京島二丁目23番	87. 14
11	緑地「路地花壇」「陽だまり小路」	墨田区京島三丁目12番	72. 03
12	緑地「さつき広場」2か所	墨田区京島三丁目24番	193. 87
13	緑地「やさい広場」	墨田区京島三丁目23番	214. 18
14	緑地「京島三丁目防災広場」	墨田区京島三丁目31番	617. 05
15	ポケットパーク「タートル 一休」	墨田区京島二丁目9番	31. 41
16	ポケットパーク「たから一休」	墨田区京島三丁目41番	24. 00
17	路地尊2号基	墨田区向島五丁目39番	7. 71
18	有季園/路地尊3号基	墨田区向島五丁目35番	110. 37
19	会古路地/路地尊 4 号基	墨田区東向島三丁目15番	96. 01
20	はとほっと/路地尊5号基	墨田区東向島一丁目25番	99. 59
21	一寺言問防災まちづくり広場/ 路地尊1号基、6号基	墨田区東向島一丁目20番	800. 00
22	北部中央地区事業用地	墨田区東向島四丁目25番	279. 95

	名称・様態	場所	面積(㎡)
23	北部中央地区事業用地	墨田区八広二丁目54番	148. 76
24	緑地「協和井戸端広場」/防災井戸	墨田区京島二丁目26番	234. 88
25	京島地区まちづくり事業用地 (2号線)/緑地	墨田区京島二丁目9番	38. 81
26	鐘ヶ淵周辺地区事業用地(10 号 線)	墨田区墨田三丁目28番	7. 03
27	鐘ヶ淵周辺地区事業用地 (9号線/旧隅小南側)	墨田区墨田五丁目49番	496. 96
28	京島地区まちづくり事業用地 (2 号線 /半田邸前)	墨田区京島二丁目9番	10. 90
29	住宅市街地総合整備事業用地	墨田区墨田四丁目14番	7. 12
	合 計		4, 766. 92

^{※ 16}番~23番は令和2年度から受託、24番~27番は令和3年度から受託、28番は令和4年度から 受託、29番は令和6年度から受託

(2) 雨水ポンプ等

	コミュニティ	住宅		ポケットパーク			
雨水ポンプ 設置場所	雨水貯水槽 設置種別	容量 (t)	竣功年月	雨水ポンプ 設置場所	雨水貯水槽 設置種別	容量 (t)	竣功年月
京島二丁目第3 (ながつま一休)	地中梁利用	10	平成5年11月	たから一休 京島三丁目41番	地下RC	5	平成7年2月
京島二丁目第4 (とらばし一休)	地中梁利用	10	平成6年6月	さくら一休 京島三丁目28番	地下RC	5	平成8年2月
京島二丁目第5 (あづま一休北・ あづま一休南)	地中梁利用	10	平成9年2月	こぞう一休 京島三丁目15番	地下RC	9	平成10年3月
京島三丁目第4	地中梁利用	20	平成7年2月	タートル 一休 京島二丁目9番	地下RC	3. 2	平成29年3月
京島三丁目第5	据置・FRP	4	平成7年3月				
京島三丁目第6 (第6ポンプ)	地中梁利用	10	平成10年10月				
京島三丁目第7 (会館ポンプ)	地中梁利用	10	平成12年1月				
京島三丁目第8 (キラ前一休・ キラ横一休)	地中梁利用	40	平成12年2月				
立花五丁目	地中梁利用	20	平成11年1月				
八広二丁目	地中梁利用	10	平成11年1月				
合 計		144		合	Ħ	22. 2	

[※] 京島二丁目第5雨水ポンプは、あづま一休北及びあづま一休南の2か所

[※] 京島三丁目第8雨水ポンプは、キラ前一休及びキラ横一休の2か所

(3)路地尊設置

一寺言問地区						
路地尊	雨水貯水槽	容量	+ 6. 7+ <i>6</i> 7- □			
設置場所	設置種別	(t)	竣功年月			
路地尊1号基			四千円62年2日			
墨田区東向島一丁目20番	_		昭和62年3月			
路地尊2号基	+₩ <u>₩</u> ₽₽0	3	□刀チ⊓62左2日			
墨田区向島五丁目39番	地下RC	3	昭和63年3月			
路地尊3号基	地下RC	9	平成元年3月			
墨田区向島五丁目35番	地 LKC	9	令和6年2月交換			
路地尊4号基	地下RC	10	平成3年3月			
墨田区東向島三丁目15番	שני אין שני	10	十八八十八月			
路地尊5号基	地下RC	3	平成4年3月			
墨田区東向島一丁目25番	שני אין שני	3	十八八十八月			
路地尊6号基	地下RC	20	平成8年3月			
墨田区東向島一丁目20番	טאין שנ	20	十八〇十八八			
合 計	45					

[※] 路地尊1号基は、防災設備付多機能情報板につき、雨水貯水槽なし

(4) 防災井戸

京島地区					
防災井戸 設置場所	揚水設備	竣功年月			
協和井戸端広場 墨田区京島二丁目26番	手押しポンプ式	令和3年3月			

[※] 防災井戸は、令和3年度から受託

[※] 路地尊は、全て令和2年度から受託

§ 4 地域住民の自治活動及びコミュニティ活動の支援に関する事業【定款第4条 第1項第2号に基づく事業】

I 公社の所有する集会施設等の運営及び維持管理事業

1 公社の施設

(1) 公社集会所

公社所有の2か所の集会所を地域住民や団体・サークルに貸し出している。

【令和6年度の利用状況】

Electrical Management of the Control								
施設名	区分		内 訳					
加		午前	午後	夜間	合計	令和5年度		
	回数	229	246	287	762	761		
両国駅前会館	人数	2, 684	3, 350	4, 019	10, 053	9, 697		
	利用料金(円)				1, 886, 450	1, 886, 130		
	回数	270	202	135	607	625		
吾妻橋会館	人数	3, 269	2, 479	1, 784	7, 532	7, 260		
	利用料金(円)				1, 088, 450	1, 130, 150		
	回数	499	448	422	1, 369	1, 386		
合 計	人数	5, 953	5, 829	5, 803	17, 585	16, 957		
	利用料金(円)				2, 974, 900	3, 016, 280		

(2) 寄付を受けた町会会館

町会会館の安定した運営を支援するため、「町会会館等の寄付受領及び返還に関する要綱」に基づき、公社が町会会館の寄付を受け、寄付受領と同時に地元町会に無償貸付を行うことにより、町会が自主管理して運営している。平成5年度以降は地方自治法の一部改正に伴い、町会が「地縁による団体」を結成することにより財産を保有できることとなり、町会の法人化による申出に基づき順次返還することとしている。

なお、隅田西町会が令和5年12月20日付けで法人化されたことに伴い、隅田西会館を町会へ返還したので、公社施設としての町会会館は9館となった。

(取得町会会館一覧については、Ⅱ3公社管理施設一覧を参照)

【町会会館年度別取得·返還状況(過去5年)】

年度	取得数	返還数	保有数
令和2年度	0	0	10
令和3年度	0	0	10
令和4年度	0	0	10
令和5年度	0	1	9
令和6年度	0	0	9

2 区の指定管理者として管理する施設等

(1) 地域集会所

墨田区における指定管理者制度の導入に伴い、平成18年度から指定管理者として地域集会所の管理運営を行っている。

当初は、18か所であったが、令和3年度から東あずま公園集会所の指定管理者となり、現在は、19か所となっている。(現指定期間:令和6年4月1日~令和9年3月31日)

【令和6年度の利用状況】

日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	七七	: 夕		区分	内訳			令和5年度	
1 立 川 人数 370 473 69 912 利用料金(円)	יינו	以 社			午前	午後	夜間	合計	サ和り千及
利用料金(円)				回 数	10	22	6	38	21
程	1	立	JI	人数	370	473	69	912	567
1				利用料金(円)			\setminus	63, 300	70, 200
指				回 数	14	21	41	76	88
定 回数 439 89 67 595 4 八広中央 日数 603,210 624,210 610,210	2	寺	島	人 数	205	320	792	1, 317	1, 269
定 3 干 歳 人数 7,817 1,532 953 10,302 11,				利用料金(円)				153, 900	182, 100
定 利用料金(円) 603, 210 623, 10 7, 10 7, 10 7, 10 7, 10 8				回 数	439	89	67	595	618
世 日	3	千	歳	人数	7, 817	1, 532	953	10, 302	11, 720
世 日 女 日 女 日 女 日 女 日 女 日 女 日 女 日 女 日 女 日				利用料金(円)				603, 210	623, 120
世 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				回 数	6	22	59	87	73
管 り 5 見 カート 日数 97 54 74 225 理 6 申 日数 1,049 960 1,045 3,054 3,050 2,093	4	八広	中 央	人 数	93	305	857	1, 255	1, 100
理 5 曳 舟 人数 1,049 960 1,045 3,054 45 209 9,00 2,00 2,00 2,00 9,00 2,00				利用料金(円)				117, 550	107, 960
理 6 押 上				回 数	97	54	74	225	236
理 6 押 上	5	曳	舟	人 数	1, 049	960	1, 045	3, 054	3, 085
世 6 押 上 人数 1,103 966 870 2,939 2, 利用料金(円) 323,210 357, 回数 174 141 184 499 東 向 島 人数 1,446 2,032 2,770 6,248 5, 利用料金(円) 1,131,660 937, 回数 10 28 31 69				利用料金(円)				547, 110	610, 290
世 日 日 日 日 日 日 日 日 日				回 数	110	54	45	209	216
地 7 東 向 島	6	押	上	人 数	1, 103	966	870	2, 939	2, 961
地 7 東 向 島 人 数 1,446 2,032 2,770 6,248 5, 利用料金(円) 1,131,660 937, 回 数 10 28 31 69				利用料金(円)				323, 210	357, 770
利用料金(円)				回 数	174	141	184	499	421
図	7	東向	島	人 数	1, 446	2, 032	2, 770	6, 248	5, 262
数				利用料金(円)				1, 131, 660	937, 680
利用料金(円) 165,900 200,				回 数	10	28	31	69	90
(集) 利用料金(円) 165,900 200,200,200,200,200,200,200,200,200,200	8	八広-	- 丁目	人 数	245	600	664	1, 509	1, 731
集 9 東 墨 田 方 め ぞ の 人 数 10 30 213 253 253 25,360 23,360 23,360 23,365 365 365 365 365 365 365 365 365 365				利用料金(円)				165, 900	200, 760
集 9 うめぞの 人数 10 30 213 253 253 10 30 213 253 253 253 253 253 253 253 253 253 25		+ =	a m	回 数	1	2	11	14	10
集 利用料金(円) 25,360 23,23,360 回数 98 146 121 365 10 横川三丁目 人数 1,478 2,630 1,556 5,664 3,31,150 利用料金(円) 831,150 595,664 口数 109 167 210 486 11 江東橋 人数 1,620 2,144 3,222 6,986 6,986	9		_	人 数	10	30	213	253	185
会 10 横川三丁目 人数 1,478 2,630 1,556 5,664 3,71,150 利用料金(円) 831,150 595,70 回数 109 167 210 486 11 江東橋 人数 1,620 2,144 3,222 6,986 6,986) 0)	(0)	利用料金(円)				25, 360	23, 700
会 利用料金(円) 831, 150 595, 回数 109 167 210 486 11 江東橋 人数 1,620 2,144 3,222 6,986 6,				回 数	98	146	121	365	239
回数 109 167 210 486 11 江東橋 人数 1,620 2,144 3,222 6,986 6,	10	横川王	三丁目	人 数	1, 478	2, 630	1, 556	5, 664	3, 042
回数 109 167 210 486 11 江東橋 人数 1,620 2,144 3,222 6,986 6,				利用料金(円)				831, 150	595, 110
		1 江 東 椛		回 数	109	167	210	486	459
利用料金(円) 1.070.640 1.056.	11		1 橋	人数	1, 620	2, 144	3, 222	6, 986	6, 076
				利用料金(円)				1, 070, 640	1, 056, 360
所 回数 6 18 28 52		一寺言問		回 数	6	18	28	52	18
12 一 寺 言 問 人 数 47 277 560 884	12		言 問	人数	47	277	560	884	464
利用料金(円) 114, 250 30,				利用料金(円)				114, 250	30, 390
回数 274 413 306 993				回 数	274	413	306	993	922
13 業平三丁目 人数 2,866 4,300 4,949 12,115 11,	13	業平三	三丁目	人数	2, 866	4, 300	4, 949	12, 115	11, 685
利用料金(円) 2, 167, 170 2, 176,		<u></u>		利用料金(円)				2, 167, 170	2, 176, 290

施設名		区分		Þ	令和5年度					
	旭	政 10				午前	午後	夜間	合計	サ和り千度
					回 数	88	108	193	389	388
	14	立花	四丁	目	人 数	1, 233	2, 638	3, 645	7, 516	8, 018
指					利用料金(円)		\setminus	\setminus	1, 220, 420	1, 140, 900
18					回 数	117	100	86	303	309
定	15	京島	第	_	人 数	1, 658	1, 856	1, 605	5, 119	5, 266
管					利用料金(円)				656, 080	757, 080
6					回 数	58	165	194	417	411
理	16	京島	第	=	人 数	1, 148	3, 979	4, 054	9, 181	9, 363
地					利用料金(円)		\setminus	\setminus	1, 278, 080	1, 341, 900
تار		+~ 11	71	٠,	回 数	83	99	246	428	489
域	17		ひ 明	ら橋	人 数	1, 404	1, 429	4, 160	6, 993	7, 939
集		1T 5	רלי	们同	利用料金(円)				1, 084, 270	1, 314, 120
未					回 数	70	61	50	181	153
会	18	太平區	四丁	目	人 数	649	1, 357	357	2, 363	2, 337
ᇎ					利用料金(円)				409, 400	324, 130
所		+ +	ئد	_	回 数	29	110	36	175	207
	19	東あ公	ず	ま園	人 数	466	1, 613	531	2, 610	3, 092
		Д		AS	利用料金(円)				169, 130	196, 520
					回 数	1, 793	1, 820	1, 988	5, 601	5, 368
	슅	計			人 数	24, 907	29, 441	32, 872	87, 220	85, 162
					利用料金(円)				12, 131, 790	12, 046, 380
業平	$\equiv $	丁目第			人 数				4, 908	5, 178
١٠	<i>∕</i> −	ニン	グ	室	利用料金(円)				1, 177, 920	1, 242, 720

【学童クラブ事業実施分の利用料金】R6.4.1~R7.3.31

施設名	利用料金
立川集会所	503, 820
千歳集会所	611, 790
横川三丁目集会所	715, 590
一寺言問集会所	597, 740
八広中央集会所	31, 900
江東橋集会所 (臨時)	144, 900
合計 (円)	2, 605, 740

[※] 令和6年度から、学童クラブで利用している施設の利用料金を徴収している。

【地域活動推進課事業実施分の利用料金】R6.11月~R7.3月

施設名	室名	利用料金
ナンリカン 地田長生会記	和室 (※1)	611, 000
なりひら神明橋集会所	多目的室(※2)	48, 000
太平四丁目集会所	集会室 (※2)	3, 300
合計(F	662, 300	

横川コミュニティ会館の大規模修繕工事に伴い、同会館で行っていた「図書室事業」(※1)及び「ひろば事業」(※2)を、令和6年11月から令和7年3月まで上記集会所において実施した。

(2)墨田区集会室

墨田区集会室(3施設)の管理運営を区から受託している。長寿室は、平日(月曜日~土曜日)の 昼間(午前9時~午後4時)をコミュニティサロンとして活用し、平日の夜間及び日曜日・休日を地 域の団体に開放している。

【令和6年度の利用状況】

施設名			豆八		内 訳		令和5年度	
施設名		区分	昼間	夜間	合計	で作り生度		
		長寿室	回数	293		293	262	
1	菊川集会室	(コミュニティサロン)	人数	2, 028		2, 028	1, 806	
	(菊川分室)	集会室	回数	0	0	0	0	
		未云王	人数	0	0	0	0	
		長寿室	回数	74		74	37	
2	柳島集会室	(コミュニティサロン)	人数	706		706	363	
2	柳 与未云主	生合宗	回数	62	67	129	124	
		集会室	人数	1, 062	828	1, 890	1, 803	
	京島集会室(京島会館)	長寿室	回数	293		293	293	
		(コミュニティサロン)	人数	1, 097		1, 097	1, 622	
3		生学 茶	回数	20	4	24	17	
3			人数	338	43	381	304	
			回数	0		0	2	
			人数	0		0	8	
		長寿室	回数	660		660	592	
		(コミュニティサロン)	人数	3, 831		3, 831	3, 791	
	小 計	集会室	回数	82	71	153	141	
	/J, UI	未五王	人数	1, 400	871	2, 271	2, 107	
		早朝利用	回数	0		0	2	
+9		十千万个小刀	人数	0		0	8	
	合 計			742	71	813	735	
		п	人数	5, 231	871	6, 102	5, 906	

Ⅱ その他

1 コミュニティサロン事業

地域の高齢者が集い、楽しく過ごせる憩いの場としてコミュニティサロン (6か所) を地域集会所等 に設置し、次の事業を公社の自主事業として実施し、コミュニティの促進を図っている。

	事 業 名	対 象	ŕ	和6年度	Ę	令和	05年度
	事業名	刘 家	実施月日	回数	参加人数	回数	参加人数
	コミュニティサロン	区民	4月~3月		7, 341		7, 190
	誕生日を祝う会	サロン利用者	中止			中	
1	民踊を楽しむ会	"	4月~3月	120	739	120	791
'	日本民謡を楽しむ会	"	中止			中山	
	お正月のつどい	"	中止			中止	
	長寿マッサージ	65歳以上の区民	4月~3月	95	374	95	366

^{※ 「}誕生日を祝う会」「日本民謡を楽しむ会」「お正月のつどい」及び「コミュニティサロン利用者の つどい」は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止した。

【令和6年度の利用人数】

ħ	月別施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和 5年度
1	みどりコミュニ ティセンター	95	75	81	79	74	68	87	86	88	95	79	87	994	1, 070
2	横川三丁目 集会所	79	105	85	94	84	82	99	110	79	84	76	82	1, 059	720
3	菊川集会室	231	164	126	149	173	164	186	184	158	157	163	173	2, 028	1, 806
4	京島集会室	122	119	148	167	83	77	81	67	46	73	55	59	1, 097	1, 622
5	東向島集会所	135	122	114	131	134	103	109	98	127	108	126	150	1, 457	1, 609
6	柳島集会室	33	43	70	75	69	57	57	53	41	41	58	109	706	363
	合 計	695	628	624	695	617	551	619	598	539	558	557	660	7, 341	7, 190

2 学童クラブ事業 (区実施)

次の表に掲げる5か所の地域集会所において、平日の午後1時から午後7時まで(夏休み・冬休み・ 春休み等は午前9時から午後7時まで)は区が学童クラブ事業を実施している。

集会所名	諸室名
立川集会所	会議室
千歳集会所	和室
八広中央集会所(※1)	和室
横川三丁目集会所	多目的室
一寺言問集会所	多目的室

^{※1} 令和6年度の八広中央集会所の学童クラブ事業は休止となった。

3 公社管理施設一覧

(1)公社集会所 2館

	施設名	所在地	取得年月日
1	両国駅前会館	墨田区両国二丁目20番12号101	昭和57年8月16日
2	吾妻橋会館	墨田区吾妻橋一丁目23番27号	平成元年12月20日

(2) 地域コミュニティ会館(取得町会会館) 9館

	施設名	所在地	取得年月日
1	小梅二丁目会館	墨田区向島三丁目33番7号	昭和58年5月16日
2	向島四丁目南会館	墨田区向島四丁目24番6号	昭和59年9月20日
3	立花五丁目会館	墨田区立花五丁目18番3号	昭和63年2月5日
4	緑三丁目会館	墨田区緑三丁目6番3号	平成元年10月11日
5	押上一丁目仲会館	墨田区押上一丁目15番1号	平成2年2月22日
6	亀沢一丁目会館	墨田区亀沢一丁目18番2号	平成2年10月1日
7	押上三丁目伸成会館	墨田区押上三丁目19番6号	平成2年12月6日
8	中川会館	墨田区立花五丁目33番4号	平成3年3月12日
9	東向島百花会館	墨田区東向島三丁目29番5号	平成4年4月17日

(3) 地域集会所(指定管理) 19館

	施設名	所在地	指定管理者 導入年度	現指定期間
1	立川集会所	墨田区立川一丁目5番2号		
2	寺島集会所	墨田区東向島一丁目23番10号		
3	千歳集会所	墨田区千歳二丁目2番5号		
4	八広中央集会所	墨田区八広三丁目14番5号		
5	曳舟集会所	墨田区東向島二丁目17番14号		
6	押上集会所	墨田区押上一丁目47番6号		
7	東向島集会所	墨田区東向島四丁目8番12号		令和6年4月1日~
8	八広一丁目集会所	墨田区八広一丁目19番14号		
9	東墨田うめぞの集会所	墨田区東墨田三丁目19番1号	亚出0左连	
10	横川三丁目集会所	墨田区横川三丁目12番12号	平成18年度	
11	江東橋集会所	墨田区江東橋五丁目16番15号		令和9年3月31日
12	一寺言問集会所	墨田区東向島一丁目20番6号		
13	業平三丁目集会所	墨田区業平三丁目2番5号		
14	立花四丁目集会所	墨田区立花四丁目8番10号		
15	京島第一集会所	墨田区京島三丁目3番6号		
16	京島第二集会所	墨田区京島三丁目52番8号		
17	なりひら神明橋集会所	墨田区業平五丁目6番2号		
18	太平四丁目集会所	墨田区太平四丁目1番4号		
19	東あずま公園集会所	墨田区立花二丁目32番12号	令和3年度	

(4)墨田区集会室(受託) 3館

		施設名	施設名	
	1	菊川集会室 (菊川分室)	墨田区菊川三丁目21番6号102	
Ī	2	柳島集会室	墨田区横川五丁目2番17号	昭和61年4月1日
Ī	3	京島集会室(京島会館)	墨田区京島二丁目15番5号	

§ 5 理事会・評議員会等の運営等

1 理事会

第1回理事会(令和6年5月30日)

議決事項

- (1) 議案第1号 令和5年度一般財団法人墨田まちづくり公社事業報告
- (2) 議案第2号 令和5年度一般財団法人墨田まちづくり公社決算
- (3) 議案第3号 一般財団法人墨田まちづくり公社理事候補者の推薦
- (4) 議案第4号 一般財団法人墨田まちづくり公社監事候補者の推薦
- (5) 議案第5号 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員選定委員(外部委員)の選任
- (6) 議案第6号 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員選定委員(外部委員)の選任
- (7) 議案第7号 令和6年度一般財団法人墨田まちづくり公社定時評議員会の開催
- (8) 議案第8号 一般財団法人墨田まちづくり公社理事候補者の推薦

第2回理事会(令和6年6月18日)

議決事項

- (1) 議案第9号 一般財団法人墨田まちづくり公社常務理事の選定
- (2) 議案第10号 一般財団法人墨田まちづくり公社事務局長任命の同意
- (3) 議案第11号 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員候補者の推薦
- (4) 議案第12号 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員候補者の推薦
- (5) 議案第13号 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員候補者の推薦

第3回理事会(令和7年2月17日:理事会決議があったものとみなされた日) 議決事項

(1)議案第14号 令和6年度一般財団法人墨田まちづくり公社臨時評議員会の開催について

第4回理事会(令和7年3月26日)

議決事項

- (1) 議案第15号 令和7年度一般財団法人墨田まちづくり公社事業計画
- (2) 議案第16号 令和7年度一般財団法人墨田まちづくり公社収支予算
- (3) 議案第17号 一般財団法人墨田まちづくり公社処務規程の一部改正
- (4) 議案第18号 一般財団法人墨田まちづくり公社職員就業規程の一部改正
- (5) 議案第19号 一般財団法人墨田まちづくり公社職員給与規程の一部改正
- (6) 議案第20号 一般財団法人墨田まちづくり公社旅費規程の一部改正

報告事項

- (1) 報告第1号 常勤役員の報酬額の改定について
- (2) 報告第2号 一般財団法人墨田まちづくり公社事務所の一部移転について(口頭報告)

2 評議員会

定時評議員会(令和6年6月18日)

議決事項

- (1) 議案第1号 令和5年度一般財団法人墨田まちづくり公社決算
- (2) 議案第2号 一般財団法人墨田まちづくり公社理事の選任

- (3) 議案第3号 一般財団法人墨田まちづくり公社理事の選任
- (4) 議案第4号 一般財団法人墨田まちづくり公社監事の選任

報告事項

(1) 報告第1号 令和5年度一般財団法人墨田まちづくり公社事業報告

臨時評議員会(令和7年3月26日)

議決事項

- (1) 議案第5号 令和7年度一般財団法人墨田まちづくり公社事業計画
- (2) 議案第6号 令和7年度一般財団法人墨田まちづくり公社収支予算
- (3) 議案第7号 常勤役員の報酬額の改定

報告事項

(1) 報告第2号 一般財団法人墨田まちづくり公社事務所の一部移転について(ロ頭報告)

3 評議員選定委員会

第1回評議員選定委員会(令和6年6月18日)

議決事項

- (1) 議案第1号 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員の選任
- (2) 議案第2号 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員の選任
- (3) 議案第3号 一般財団法人墨田まちづくり公社評議員の選任

4 名簿

一般財団法人墨田まちづくり公社 役員名簿

令和7年3月31日現在

役職名	氏 名	備考	就任日
理事長	山本 亨	墨田区長	令和5年6月20日
常務理事	渡邉 茂男	元墨田区都市計画部長	令和6年6月18日
理事	福田 はるみ	墨田区議会議員	令和6年6月18日
"	平野守助	吾妻橋会館管理運営協議会会長	令和5年6月20日
"	阿部 義栄	京島地区まちづくり協議会会長	令和5年6月20日
"	川島康義	隅田中睦町会会長	令和5年6月20日
監事	山尾 崇	公認会計士・税理士	令和6年6月18日
"	渡邊 久尚	墨田区会計管理者	令和5年6月20日

一般財団法人墨田まちづくり公社 評議員名簿

令和7年3月31日現在

役職名	氏 名	備考	就任日
評議員	瀧澤 正宜	墨田区議会議員	令和5年6月20日
"	高橋 正利	墨田区議会議員	令和6年6月18日
"	村本 裕哉	墨田区議会議員	令和5年6月20日
"	櫻井 浩之	墨田区議会議員	令和5年6月20日
"	犬飼 功一	墨田産業協会会長	令和6年6月18日
"	山田 昇	墨田区商店街連合会会長	令和3年6月24日
"	廣田 健史	東京商工会議所墨田支部副会長	令和6年6月18日
"	赤坂 憲一	東京都建築士事務所協会墨田支部長	令和5年6月20日
"	岸川 紀子	墨田区副区長	令和5年6月20日
"	久井 隆司	墨田区都市計画部長	令和4年6月20日

一般財団法人墨田まちづくり公社 評議員選定委員名簿

令和7年3月31日現在

役職名	氏 名	備考	就任日
評議員	瀧澤 正宜	墨田区議会議員	令和5年6月20日
監事	山尾崇	公認会計士·税理士	令和6年6月18日
外部委員	阿部 貴明	東京商工会議所墨田支部顧問	令和6年6月19日
"	森山 育子	一般社団法人墨田区観光協会理事長	令和6年6月19日
事務局員	田中 正明	公社参事(コミュニティ課長事務取扱)	令和5年6月1日

5 監査等

実施日	実施者	内 容
令和6年5月15日	公社監事	・令和5年度決算書類の適否の監査 ・令和5年4月1日から令和6年3月31日までの 理事の職務の執行に関する監査
令和6年8月2日	区監査委員事 務 局	令和5年度財政援助団体等に対する事務監査
令和6年11月20日	公社監事	令和6年4月1日から9月30日までの財産及び業 務執行の状況の監査

以上、いずれも適正と認められた。

備 考: 本文中の事業説明にある定款第4条は、次のとおりである。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市街地環境の再整備を推進するための地域住民によるまちづくり活動の支援 に関する事業
- (2) 地域住民の自治活動及びコミュニティ活動の支援に関する事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、東京都墨田区において行うものとする。